

津高東京同窓会会則（改正案）

下線部が今回の改正箇所。

第1条 本会は「津高東京同窓会」と称し、事務局を東京都中央区日本橋1丁目17-6に置く。

第2条 本会は東京都を中心とする関東地区に在住する下記学校の卒業生ならびに在学した者で入会を希望する者を正会員とし、同学校の職員であった者を特別会員として組織する。



三重県立津中学校 三重県立津高等女学校 三重県立津高等学校

第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校同窓会と連絡を密にして母校の発展に協力することを目的とする。

第4条 本会はその目的達成するために、親睦会の開催その他必要とする事業を行う。

第5条 本会に次の役員を置く。役員任期は2年とし、会員総会の承認を必要とする。但し重任を妨げない。

- (1) 相談役、特別顧問 若干名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 年度幹事 各学年若干名
- (5) 会計監査 2名
- (6) 事務局長 1名
- (7) 会計 1名

- 2 会長は会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐して会務の運営にあたり、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 年度幹事は会務の運営を分掌する。
- 5 会計監査は本会の会計を監査する。
- 6 事務局長は、会務の事務を統括する。必要に応じ、若干名の事務局スタッフを指名できる。
- 7 会計は、本会の会計を司る。

第6条 本会に次の機関を設け、会長がこれを召集する。

(1) 会員総会

年一回開催する。但し必要な場合は臨時総会を開くことができる。会員総会は本会則の定める事項を処理する。

(2) 役員会

必要に応じて開催する。

第7条 本会の運営に関する費用は、総会会費ならびにその他の収入をもって充てる。

第8条 本会の会計年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

以 上